

令和6年春季火災予防運動実施要綱

【京都中部広域消防組合】

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2023年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和6年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進
- (8) 車両火災予防対策の推進

5 重点目標の取組に当たっての推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法とその必要性の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図るとともに、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等や防災品の普及促進を図る。

さらに、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を推進する。

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒を徹底するとともに、火気取扱いにおける注意及び工事等における火気管理の徹底を図る。

(3) 放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力を向上させるとともに、ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底及び物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底を図り、効果的な放火火災被害の軽減対策を実施する。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

避難施設等及び消防用設備等の適正な維持管理や防災物品等の使用の徹底を図り、防火管理体制を充実させるとともに、重大な消防法令違反対象物に係る公表制度を関係者に教示し、履行期限・改修計画日を過ぎているものについては、警告・命令等の上位措置への移行も念頭に早期の違反是正に向けた取組を推進する。

また、ホテル、旅館、民泊等における防火安全対策の徹底を図るとともに、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設及び有床診療所・病院等における防火安全対策並びに飲食店（小規模を含む。）における防火安全対策の徹底を図る。

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底を図る。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を強化するとともに、催しを主催する者及び火気器具を使用する屋台等の関係者に対する火災予防上必要な指導の徹底を図る。

(7) 林野火災予防対策の推進

地域住民等に山火事予防意識の高揚を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全を推進する。

(8) 車両火災予防対策の推進

車両交通の関係者や利用者の火災予防思想の高揚を図るとともに、車両等の火災に対する予防対策を強化し、安全な輸送の確保を図る。

6 地域の実情に応じた重点項目

(1) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

電気配線・燃料配管の適切な維持管理及び老朽化した器具や配線・配管の交換を推進するとともに、電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底を図る。

(2) 危険物等に係る災害防止対策の推進

危険物等の適正な貯蔵・取扱いの徹底を図るとともに、危険物等の安全な移送や運搬の徹底による災害防止対策を推進する。

(3) 林野の防火安全対策の徹底

ハイカー等の入山者、森林所有者、森林周辺の農地等の作業員、地域住民等を対象に啓発活動を実施し、山火事予防意識の高揚を図る。

(4) 車両の防火安全対策の徹底

駅舎等における初期消火、通報及び避難訓練を実施するとともに、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対して査察指導を実施し、車両火災予防思想の高揚を図る。

7 実施要領

- (1) 別紙「住宅防火いのちを守る 10のポイント - 4つの習慣・6つの対策-」に関する広報等を実施する。
- (2) 山火事予防運動及び車両火災予防運動と一体的に実施する。
- (3) 効果的に火災予防思想の普及を図るため、次に掲げる事項を実施する。
 - ア 構成市町、消防団、管内事業所等への本運動の実施に係る協力依頼
 - イ 広報媒体の配布及び掲出など各種媒体を積極的に活用した広報
 - ウ 構成市町、消防団、管内事業所、地域住民等との連携
 - エ 各種消防訓練、巡回広報、査察等の実施
 - オ 新聞、ケーブルテレビ等への実施事業の掲載（放送）依頼及び記事の提供

別紙

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

－ 4つの習慣・6つの対策 －

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

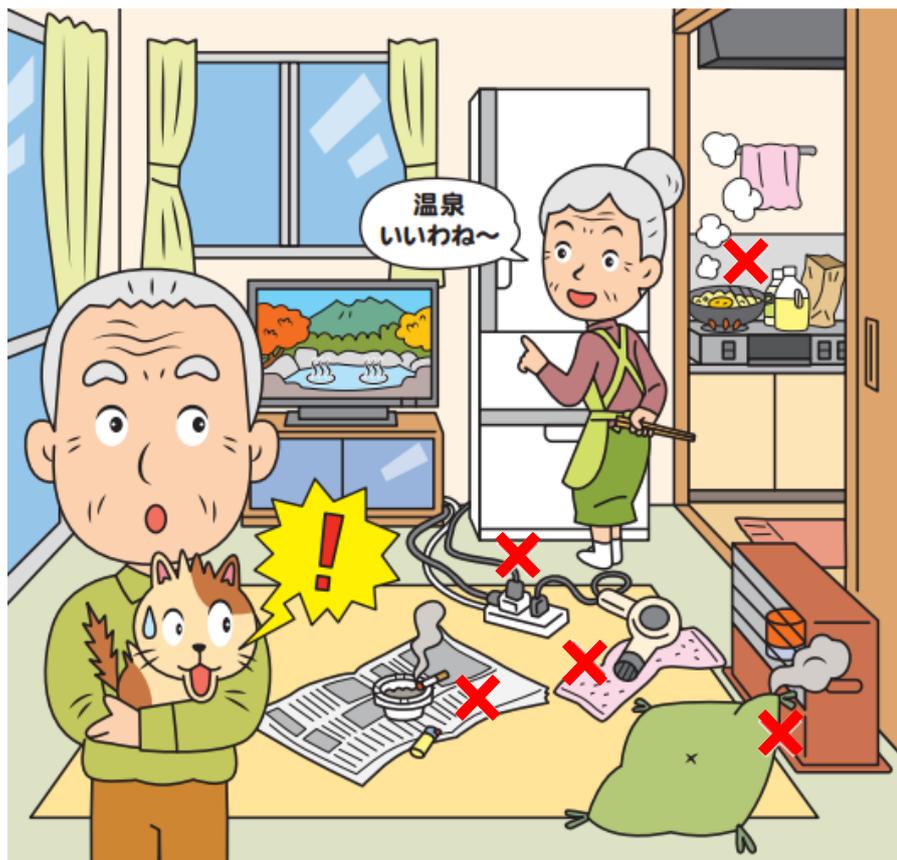
- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

令和6年

期間3/1(金)▶3/7(木)

春の火災予防運動

このような環境になっていませんか？この際、日頃の生活に危険がないか確認しましょう！



●コンロ

火をついたらその場を離れない。
付近に燃えやすいものを置かない。

●電気関係

たこ足配線はしない。
コンセントは定期的に掃除する。
コードが損傷していないか確認する。

●たばこ

寝たばこは絶対しない。
灰皿に吸殻を溜めない。
吸殻は水に浸けたあと捨てる。

●暖房器具

付近に燃えやすいものを置かない。
安全装置付きの器具を使う。

消火器と住宅用火災警報器は住宅火災の強い味方です！！

管内の奏功事例

就寝中、警報器の音で目覚めると、部屋の床が燃えていた。叩き消火を試みたが、消えなかったので置かれていた消火器で消火した。

ガスコンロに火をつけたのを忘れ、休憩していたところ、警報器の音で煙に気づき通報した。消防隊によりコンロの火が消され、周囲に延焼はなかった。

住宅用消火器

住宅用火災警報器

を設置し、維持管理しましょう！

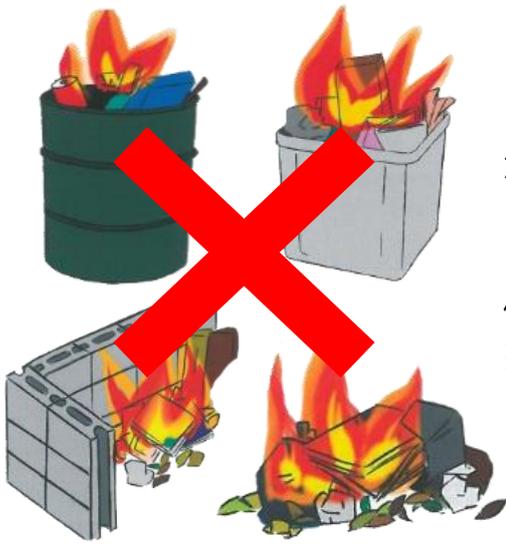


2023 年度全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



屋外での火災



～この季節、野焼きなどによる火災が急増～

毎年、暖くなるこの時期に、屋外で枯草などを燃やされる方がおられます。「しっかりと消したから」、「少しずつ燃やすなら大丈夫」と思われがちですが、瞬く間に燃え広がり、消防車が出動するケースが多数発生しています。

野焼きなどは絶対やめましょう！

健康や生活環境への支障を防ぐため、野焼き(焼却処分)は一部の例外を除き、原則禁止されています。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

バーベキューやキャンプで炭や薪を使うことが多くなる季節でもあります。使った後の炭等は必ず水や専用の容器で処理するようにしましょう。

特殊な火災

～台風、地震等による火災「通電火災」～

地震が発生した際、建物の倒壊による被害とともに、火災による被害が報道されます。火災原因の一つに「通電火災」があげられます。

地震や台風では、家具の転倒や雨水の侵入等により、電気配線の損傷、電気ストーブへの可燃物の接触、濡れたコンセント等、火災危険が様々な場所に発生します。

停電時は電気が通っておらず、火災に至りませんが、電気の復旧により再通電した後、火災に至るため、一定の期間注意を払っておく必要があります。

地震等による火災を発生させないためにも普段から家具の転倒防止や部屋の整理整頓を心がけるとともに、避難する際はブレーカを落とす等、火災を起こさないための対策をとりましょう。



注意

悪質な消火器等の訪問販売にはご注意を！



消火器や住宅用火災警報器を高額な値段で販売する悪徳業者の被害が報告されています。

消防署が消火器等の販売や点検で住宅を訪問し、金銭を要求することはありません。

悪徳業者は言葉巧みに話してきます。訪問業者が居直ったり、脅迫的な言動に出たときは近くの警察署、消防署に通報してください。